

南部広域市町村圏事務組合事務局規則

平成4年11月1日規則第3号

最終改正 令和4年3月23日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、南部広域市町村圏事務組合事務局（以下「事務局」という。）の組織及び所掌事務等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に次の課を置く。

- (1) 総務振興課
- (2) いなんせ斎苑
- (3) 南斎場

(分掌事務)

第3条 総務振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 庶務、文書及び公印に関する事。
- (2) 事務局職員の人事に関する事。
- (3) 事務局職員の給与及び福利厚生に関する事。
- (4) 予算、決算及び出納事務に関する事。
- (5) 年間事務事業計画に関する事。
- (6) 行政改革、組織改革及び行政評価システムに関する事。
- (7) 議会、理事会、広域化事務等調査委員会及び幹事会に関する事。
- (8) 財産等の取得、管理及び処分に関する事。
- (9) 公告式及び広報に関する事。
- (10) 監査委員及び監査等に関する事。
- (11) 広域行政推進計画の策定及び連絡調整に関する事。
- (12) ふるさと市町村圏基金を活用した事業の実施に関する事。
- (13) 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関する事。
- (14) 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関する事。
- (15) 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- (16) 地方自治体の振興発展に関する調査研究に関する事。
- (17) その他南部振興に関する事。

2 いなんせ斎苑の分掌事務は、次のとおりとする。

いなんせ斎苑の管理運営に関すること。

3 南斎場の分掌事務は、次のとおりとする。

南斎場の建設及び管理運営に関すること。

(職の設置)

第4条 事務局に事務局長を置く。

2 課に課長(いなんせ斎苑及び南斎場にあつては所長。以下同じ。)、係に係長(いなんせ斎苑及び南斎場にあつては副所長。以下同じ。)、主任主事及び主事を置く。

3 前2項に定めるもののほか、必要があるときは、課に主幹又は技幹、主査及び技査を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、理事会の命を受けて事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 課長は、上司を補佐するとともにその課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 係長は、課長を補佐するとともに担任の事務を処理し、配置された職員を指揮監督する。

4 主幹、技幹、主査及び技査は、上司の命を受けて特に指定された事務を処理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

5 主任主事及び主事は、行政機能が十分発揮できるように担任の事務に努めるとともに、前項の規定にかかわらず、臨時又は緊急を要する事務がある場合は、相互に援助し合わなければならない。

(主幹等の担当事務)

第6条 主幹及び技幹の所管する事務は、課の所掌事務のうちから事務局長が定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年10月25日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 1 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 2 月 26 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 27 日規則第 2 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 23 日規則第 2 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 2 日規則第 1 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 28 日規則第 3 号）

この規則は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日規則第 3 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 7 日規則第 5 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 15 日規則第 1 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日規則第 1 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。